

特許士新参出

ニ補償シタリトシ、ニハ公府ニ與ヘテ、一重神車業營業員臨時支給上
月三ノ末ノ公休日ニ至ル間ニ列テ補償シタリ、若シハ非番當日ノ前日
京都市ノ重神車業營業員ハ八月ニ一、公府ニ對シテハハハ公府
備 地

公府ニ與ヘテトシ。

第十正規 取出ノ限向ニ向ヘズ出陣日以上ノキハニ機シテ、

營業員臨時、運輸等規則ニモテ定メル且諸事ニ便示シテモトシ、

トシ、一、元々文字モ用ヒタスルヲモテハ。

第五五、一、運輸等規則ニモテ定メ、ハ其第六ノ率ヲ以テ、運輸等、

運輸等規則ノ運輸ニモテ定メ、ハ其第六ノ率ヲ以テ、運輸等、

以上ニモテ定メ、トシ、ハ其第六ノ率ヲ以テ、運輸等、

ハ其第六ノ率ヲ以テ、運輸等、

ハ其第六ノ率ヲ以テ、運輸等、

財団法人協同會大阪支所

公休ヲ貰フノニコウシタ條件ガ付イテ居ルノハ甚ダケシカラヌト
從業員諸君ハ考ヘテ「理由ノ如何ヲ問ハズ」云々ノ要求ヲシタノ
デアアル、又從業員諸君ハ八月ニ一日ノ公休デハアマリニ酷使シ過
ギルト考ヘテ、ドウシテモ六日ニ一日ノ公休ヲ貰ヒタイト考ヘ「
出勤五日以上ノモノニ對シテハ公休ヲ與ヘラレタシ」ト要求シタ
ノデアツテ其ノ書キ振りガ非常ニ拙イ「六日ニ一日ノ公休ヲ與ヘ
ラレタシ」ト要求スレバヨカツタノニ。

參 照

京都市運輸現業從業員給料支給規程

第七條 公休當日若クハ非番當日ハ日給ヲ支給ス

但シ公休日ヨリ次ノ公休日ニ至ル間ニ於テ出勤シタルモノ又

ハ非番當日ノ前日ニ出勤シタルモノハ此ノ限ニアラズ

公休當日若クハ非番當日ニ出勤ヲ命ジタルトキハ前項ノ外更

ニ第六條ノ規定ニ準ジ支給額ヲ算定ス